

作成年度	令和8年3月
------	--------

東秩父村緊急銃猟対応マニュアル

東秩父村産業観光課

はじめに

この資料は、東秩父村において人の日常生活圏に危険鳥獣(クマ・イノシシ)が出没した場合に、村と関係機関が連携して対応するための体制等についてまとめたものである。

クマ類等の捕獲に関する法改正

①令和7年8月まで

クマ類等が市街地に出没した際、銃を使った捕獲に関しては、警察官職務執行法第4条に基づき、警察官が捕獲者に命令する形でしかできなかった。

②令和7年9月以降

鳥獣保護管理法の改正により、条件を満たした場合、市町村長の権限で緊急銃猟を行うことができるようになった。

実施に当たっては、市町村長の権限を現場に出向く職員に委任し、銃猟については小川猟友会に委託して行うこととなる。

内容

- 1 出没時の対応
 - (別記1) 実施フロー
 - (別記2) 聞き取り項目
 - (別記3) 緊急銃猟の条件チェックリスト

- 2 実施する者の要件
 - (別記4) 緊急銃猟を行う捕獲者チェックリスト

- 3 役割分担

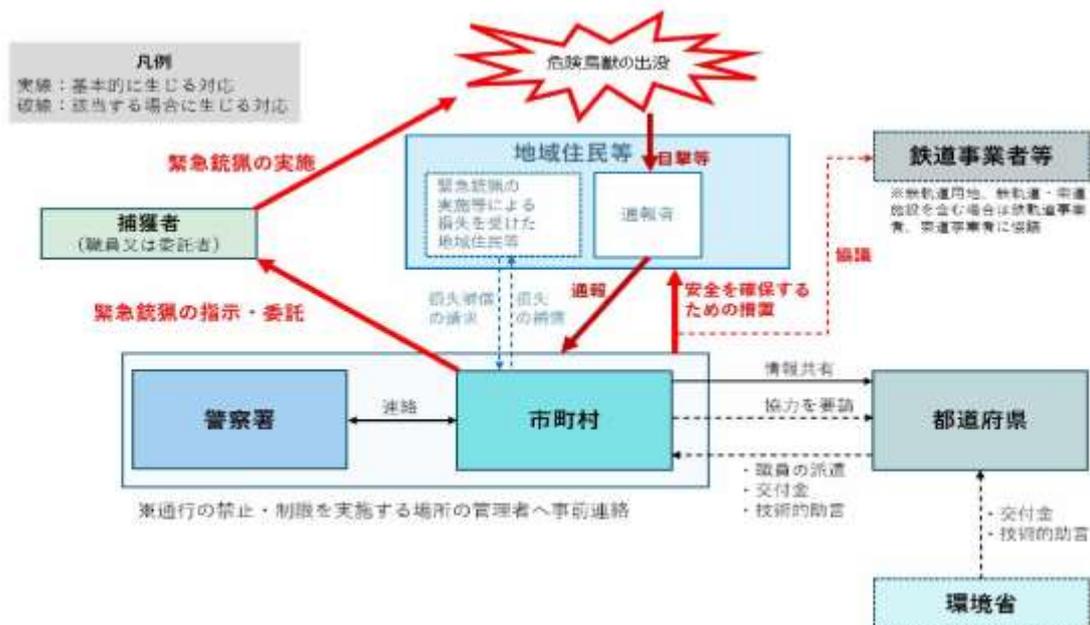
- 4 備品リスト

- 5 連絡体制 (別記5)

1 対応の流れ

対応の流れ
<p>①聞き取り項目（別記2）に沿って通報者から情報を聞き取る。</p> <p>↓</p> <p>②産業観光課から猟友会、関係者へ連絡し、現地へ参集する。</p> <p>↓</p> <p>③クマ類等の探索を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">発見した場合→対応方法の検討</p> <p>↓発見できなかった場合→現地パトロール</p> <p>④追い払いが困難な場合は、緊急銃猟の条件を満たしているか確認する。</p> <p>↓</p> <p>⑤緊急銃猟の実施が決定したら、実施フロー（別記1）の流れに沿って実施する。</p>

※基本的には追い払いでの解決を目指す。どうしても追い払いで対応できない場合で、かつ緊急銃猟の条件を満たした際のみ緊急銃猟を実施する。



目撃者から聞き取る項目（別記2）（緊急銃猟ガイドライン P28）

項目	詳細
通報者の情報	氏名、連絡先
人身被害に関する情報	怪我の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	動物を目撃した日時 ※同一個体と見られるクマ・イノシシについて目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げて進行方向を推測したり、最後の目撃地点から警戒範囲を推測したりする。
出没場所の情報	地番（位置座標）、環境、誘引物
クマ・イノシシが向かった方向の情報	クマ・イノシシが逸走等した場合には、向かった方向（山野なのか日常生活圏なのか）を把握
目撃したクマ・イノシシの情報	頭数（親子）、大きさ、行動、人に対してクマ・イノシシはどのような行動をとったか（逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた／人に気付いていないなど） ※クマであればクマと判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容（出没を受けて実施）	注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容（出没前から実施）	誘引物除去、刈払い、その他

注意喚起

住民への注意喚起は、緊急性に応じて、以下のような方法で実施する。

- ・ 広報車、個別訪問、タブレット配信
- ・ 防災無線、防災メール
- ・ 回覧板、自治会への連絡、学校への周知、看板の設置
- ・ ホームページ(村、観光サイト)、SNS

緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、クマ・イノシシの捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら具体的に緊急銃猟の実施に関する計画を検討する。現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する計画の調整となる。

※クマ・イノシシのすぐ近くで実施すると興奮させることがあり、捕獲関係者を危険にさらす恐れがあるため、クマ・イノシシから見えない場所であり、クマ・イノシシが確認でき、緊急な対応が可能な位置で実施する。

緊急銃猟に係る条件の確認（別記3 チェックリスト）

緊急銃猟が可能な状況とは以降の（１）から（４）の条件を全て満たす場合である。また、緊急銃猟が実施可能な範囲は人の日常生活圏とその付近に限定される。

（１）人の日常生活圏内への侵入

クマ・イノシシが人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きいことを確認する。

・人の日常生活圏の用に供されている場所

住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等が含まれる。

※登山道のような、生計を立てるなどする家庭で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供される場所に含まない。

・人の日常生活の用に供されている乗物(電車、自動車、船舶等が含まれる。)

・侵入していること又は侵入するおそれ大きいこと

人の日常生活の用に供されている場所又は乗物にクマ・イノシシが侵入していることだけでなく、そのごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏付近への侵入の蓋然性が大きい場合も、緊急銃猟によって対処することができる。一方、単に山野にいるクマ・イノシシを「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲することはできない。

（２）人への危害を防止する措置が緊急に必要

クマ・イノシシによる人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があることを確認する。

（３）銃猟以外の方法では困難

銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であることを確認する。

（４）銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないことを確認する。

引火物や爆発物が弾丸の到達するおそれのある範囲にあるなど、銃猟によって火災や爆発が生じて人に危害が及ぶおそれがある場合や弾丸によって負傷した危険鳥獣が絶命するまでに人を攻撃するおそれがある場合等、銃猟をすることによって人の生命身体に危害が及ぶ場合には銃猟は許容されない。

2 緊急銃猟（麻醉銃を除く）を実施する者の要件（緊急銃猟ガイドライン P15）

（別記 4）

必須	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種銃猟免許を受けた者 ※装薬銃を使用する場合 ・ 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 ※空気銃を使用する場合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※装薬銃・空気銃を使用する場合。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
<p>夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件 （屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）</p>	<p>射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以上を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のアに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 標的の中心から二・五センチメートル イ 標的の中心から五・〇センチメートル</p> <p>夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること。</p>

※捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

※「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻醉銃、空気銃の3種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

3 緊急銃猟を実施する際の役割分担（緊急銃猟ガイドライン P13）

役割	対応者	内容
①捕獲者	小川猟友会	実際に緊急銃猟を実施する者（射手）。命中したとしても動きが止まらない可能性を想定し、複数名の射手がいることが好ましい。また、その場合は発砲の順番をあらかじめ決めておく。
②捕獲をサポートする者	小川猟友会 産業観光課	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。
③緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者	村長 副村長 産業観光課長	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。また、射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟を市町村職員に指示又は市町村以外の者に委託を行う。
④通行制限を行う者	小川警察署 東松山環境管理事務所	道路等において、通行制限を行う。
⑤住民への避難を呼びかける者 避難所の開設	小川警察署 東松山環境管理事務所 産業観光課 (総務課) (住民福祉課) (教育委員会)	付近の住民へ避難を呼びかける。 ※⑧広報を行う者と異なり、現場に臨場し、現場で住民への避難を呼びかける想定。
⑥緊急銃猟の様子を記録する者	産業観光課	緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。 ※ビデオカメラ等による撮影は、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者	産業観光課 総務課	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者（土地の立入りの場合）と調整を行う。
⑧広報を行う者	産業観光課 総務課 日直職員※休日の場合	HP での広報や、広報車で呼びかけを行う。 ※⑤住民への避難を呼びかける者と異なり、方法によっては、庁舎にいる職員により対応可能。
⑨原状回復を行う者	産業観光課	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

※各役割には必ず責任者（リーダー）を置き、内部での意思決定・対外的交渉を担う。

4 備品の確保

備品リスト（緊急銃猟ガイドライン P25.26）

備品の種類	説明
ヘルメット	頭部をクマ・イノシシの攻撃から防御
盾	クマ・イノシシの攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避
クマ撃退スプレー	クマ・イノシシが向かってきた際に噴射
捕獲用ネット	捕獲の際使用
プロテクター	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御
無線機（デジタル簡易無線）	現地での連絡調整に使用 ※イベント等で使用する無線機を使用
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	自治体名の記載がある腕章・ベスト ※土地の立入り等の証票と見分けがつくようにしておく ※法令上必要であるため用意は必須
土地の立入り等の証票	※法令上必要であるため用意は必須
東秩父村緊急銃猟対応マニュアル	
関係者リスト・連絡網	
緊急銃猟ガイドライン	
緊急銃猟時の確認チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリストにしたもの。市町村が緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。
緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件に加え、必要に応じ市町村の判断により任意で捕獲者に確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。
車両	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用。
トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要。
土嚢	バックストップを補強等する場合に必要
照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要
原状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。
ソリ	クマ類等の運搬用

5 連絡体制

緊急銃猟時連絡網(別記5)

